

小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 9 号

小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小牧市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。））」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

い。

第 3 5 条中「第 6 条の 3 第 1 0 項」を「第 6 条の 3 第 1 0 項第 1 号」に改める。

第 4 4 条第 3 項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 4 7 条第 3 項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 4 8 条中「と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 4 8 条において準用する第 2 8 条第 5 号」」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則に次の見出し及び 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士（第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び次条の規定 公布の日

(2) 第 13 条の改正規定 令和 8 年 12 月 25 日

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、令和 8 年 9 月 30 日とする。

（小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年小牧市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「前項」を「附則第 2 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 令和 10 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「数の基準」とあるのは、「数の基準（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」とする。